

市内中小企業等で働く若者の 奨学金返済を支援します

伊丹市では中小企業等の人材確保と、若年勤労者の市内定着及び転入促進を目的として、伊丹市内に居住し、かつ市内中小企業等へ正社員として就業している方が返済する奨学金の一部を補助します。助成対象期間は3年間を予定しています。

※補助金は連続する3か年度まで申請できますが、毎年度申請が必要です。

年最大
6万円

対象となる方

※下記①から③のすべての条件を満たす方

- ①伊丹市民で令和6年4月2日時点で30歳以下の方
- ②現在市内の中小企業で働く正社員または自営業主の方
- ③大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返済を継続している方

または、上記①から③以外に令和4・5年度に申請し交付決定を受けた方

※対象要件等は裏面及び市ホームページをご覧ください。

申請は

令和6年11月1日
から

令和7年1月31日
まで



市ホームページ2次元コード

補助内容

補助対象額	補助上限額
補助対象期間（補助を申請しようとする年度の前年の10月から翌年9月まで）中に返済した奨学金の3分の1	年間最大6万円

※補助対象期間に係る奨学金の繰り上げ返済額も対象となります。

※令和6年度の申請は令和6（2024）年11月1日から令和7（2025）年1月31日までに市商工労働課へ郵送またはご持参下さい。

※本年度の予算上限に達し次第締め切りとさせていただきます。

お問い合わせ 伊丹市役所 都市活力部 産業振興室 商工労働課(市役所4階)
電話：072-784-8051 F A X：072-784-8048

★対象要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 令和6年4月1日において、市内中小企業に正規雇用され、または自営しており、かつ、申請日においてその雇用等が継続している方
- (2) 奨学金の返済を継続しており、かつ、滞納していない方
- (3) 令和6年4月2日時点で満30歳以下の方（令和4・5年度に申請した方を除く）
- (4) 申請日において本市の住民基本台帳に登録されている方
- (5) 本市の他の奨学金返済補助金の交付を受けていない方
- (6) 令和6年度及び令和5年度の市税を滞納していない方
- (7) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない方（市暴力団排除条例第2条第2号、第3号の規定による）

★対象となる中小企業等

「中小企業等」とは次のとおりです。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (3) 医療法第39条に規定する医療法人
- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人及び一般財団法人
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人
- (7) 私立学校法第3条に規定する学校法人

※国、地方自治体、相互会社、公共法人、公庫等及び国又は普通地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人等及び社会福祉法人のうち、伊丹市社会福祉協議会、伊丹市社会福祉事業団は対象外です。

★補助対象期間

令和5年10月から令和6年9月までの期間

ただし、今回の申請から起算して3年を経過した時点で補助対象期間は満了となります。

★申請手続き

下記(1)から(6)の書類を提出してください。

提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 勤務先が発行する在職証明書（必須項目：就職年月日、雇用期間の定めのないこと、1週間の所定労働時間、職務内容）
（令和6年10月1日以降に発行されたもの）
- (3) 自営業の方は、直近の税申告用紙の控及び補助対象期間の月別の売上高が確認できる帳簿その他の書類の写し
- (4) 住民票の写し（令和6年10月1日以降に発行されたもの）
- (5) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書（貸与証明は初回申請のみ）
または、奨学金の各月返済額、年間返済額及び全体の返済計画をそれぞれ証する書類
※上記のいずれも令和5年10月から令和6年9月までの期間で証明を申請してください。
- (6) 納税証明書（滞納がないことの証明／附帯金分も含めて申請下さい）